

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務

要求水準書

令和 6 年 4 月

岸和田市

【要求水準書】

目次

第1章 総則.....	1
1. 1 要求水準書の位置づけ	1
1. 2 用語の定義	1
第2章 一般事項.....	3
2. 1 本業務の概要	3
1) 業務の目的	3
2) 業務名称.....	3
3) 業務箇所.....	3
4) 業務主体.....	3
5) 業務方式.....	3
6) 選定方式.....	3
2. 2 対象施設	4
1) 施設概要.....	4
2) 管路の起終点	4
2. 3 業務範囲	5
2. 4 業務期間	5
第3章 業務仕様.....	6
3. 1 関係法令、基準及び仕様等	6
1) 関係法令	6
2) 基準及び仕様等	6
3) 積算基準.....	6
4) 各許可申請及び届出等	6
3. 2 一般事項	7
1) 設計業務	7
2) 工事施工	12
3. 3 契約不適合	17
1) 設計の契約不適合	18
2) 工事の契約不適合	18
第4章 業務に関する要求水準.....	20
4. 1 要求水準における基本的な考え方	20
4. 2 基本的事項に関する要件	20
1) 一般事項.....	20
2) 事前調査.....	21
3) 埋設管	21
4. 3 性能に関する要件	22

1) 一般事項.....	22
2) 埋設管	22
3) 非開削工.....	23
4) 減圧弁	24
5) 流量計室.....	24
6) 不断水工.....	24
4. 4 その他調査事項	24
第5章 業務実施状況のモニタリング.....	25
5. 1 モニタリングの目的.....	25
5. 2 モニタリング計画書の提出及び確認	25
5. 3 モニタリング報告書の提出及び確認	25
5. 4 モニタリングの結果.....	25
5. 5 モニタリングの実施者	25

第1章 総則

1. 1 要求水準書の位置づけ

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は、本業務を遂行するにあたり、岸和田市が、事業者に求める業務の水準（以下、「要求水準」という。）であり、参加者の業務提案の前提条件や岸和田市としての仕様を記載したものである。

参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本業務に関し自由に提案を行うことができるものとする。なお、岸和田市は事業者を選定する審査条件として、要求水準書を用いる。また、事業者は、本業務の業務期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。岸和田市による業務監視により事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、別に定める工事請負契約書（案）及び設計業務委託契約書（案）に基づき、対価の減額又は契約解除の措置がなされる。

なお、要求水準書は本業務の基本的な内容について定めるものであり、本業務の目的達成のために必要な業務については、要求水準書に明記されていない事項であっても、事業者の責任において調査、設計及び施工を遂行すること。

1. 2 用語の定義

要求水準書で用いる用語を以下のとおり定義する。

- ① 「事業者」とは、本業務の受注者をいう。
- ② 「参加者」とは、特定建設工事共同企業体をいう。
- ③ 「代表企業」とは、参加の主体となる企業をいう。
- ④ 「提案書類」とは、提案書類審査に関する提出書類及び技術提案書をいう。
- ⑤ 「提案書」とは、参加者が技術提案時に提出した技術提案書をいう。
- ⑥ 「設計企業」とは、設計を行う企業をいう。
- ⑦ 「建設企業」とは、工事を行う企業をいう。
- ⑧ 「地元企業」とは、工事を行う岸和田市に本社・本店を置く企業をいう。
- ⑨ 「本業務」とは、今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務をいう。
- ⑩ 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。
- ⑪ 「法令」とは、法律・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、その他公的機関の定める一切の規程・判断・措置等をいう。
- ⑫ 「遵守」とは、記載された法制度等に従うことをいう。
- ⑬ 「準拠」とは、記載された基準等に原則従うことをいう。
- ⑭ 「確認」とは、事業者より提出された資料により、設計成果物及び工事目的物が要求水準書や提案書などに適合しているかどうかを岸和田市が確かめることをいう。なお、確認できない場合は、岸和田市は、資料の修正若しくは、追加資料の提出を求めることができる。
- ⑮ 「承諾」とは、書面で申し出た必要な事項について、岸和田市が書面により同意することをいう。なお、承諾は事業者の責任による設計及び工事をあくまでも岸和田市の観点か

ら承諾するものであり、承諾によって事業者の責務が免責又は軽減されるものではない。

また、事業者は岸和田市の同意なくして、次の工程に進むことができない。

- ⑯ 「指示」とは、行為について指図することをいう。事業者は岸和田市の指示に従わなければならない。

第2章 一般事項

2. 1 本業務の概要

1) 業務の目的

岸和田市では、今木配水場と赤山配水場の内、今木配水場を廃止して赤山配水場に統合することとしている。本業務は、配水場の統合に当たり、赤山配水場から今木配水区域へ配水する今木・赤山連絡管を整備することを目的とする。

2) 業務名称

今木・赤山配水区域統合整備事業設計施工業務

3) 業務箇所

大阪府岸和田市岡山町（赤山配水場付近）から大阪府岸和田市西之内町（岸和田市立まなび中央公園の北側部）まで

4) 業務主体

岸和田市

5) 業務方式

業務は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するD B (Design Build) 方式で実施する。なお、対象施設の工事に関しては、国土交通省の交付金を受けることを予定しており、事業者は、交付金申請等に伴う資料作成等を行う。設計及び工事に必要な資金については岸和田市が調達する。

6) 選定方式

本業務は、対象施設に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技術などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められた者を特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2. 2 対象施設

1) 施設概要

本業務の基本設計段階の対象施設の概要は、表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 施設概要

口径		φ 800	φ 600	φ 500	φ 300	合計	
管種		耐震管	耐震管	耐震管	耐震管		
種別		配水本管	配水本管	配水本管	その他		
工種	単位						
開削工法	m	661	1,831	819	410	3,721	
非開削工法	箇所	-	1	-		1	
	m	-	1,981	-		1,981	
不断水工	分岐	箇所	-	-	1	1	
その他	減圧弁	箇所	-	-	1	1	

※基本設計は、あくまでも事業規模を把握するためのものであり、概要はルート、数量及び非開削工法の種類及び区間を含めて確定したものではない。

※口径は必要最低限の口径を示しており、必要に応じて増径を考慮してもかまわない。

※管種は水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）に基づくレベル2地震に耐えうる管とする。

2) 管路の起終点

ア) 起点部

起点は、赤山配水場付近で、別紙図面のとおりとする。赤山配水場では、別途工事である（仮称）赤山配水場整備事業において、場内配管を設計（令和6年度完成予定）、建設する計画である。事業者は、別途工事との調整を図り、取り合いの位置及び方法の詳細を定めること。

イ) 終点部

終点は、岸和田市立まなび中央公園の北側部で、別紙図面のとおりとする。

ウ) 分岐管

赤山配水本管接続のための管を設置する。別紙図面のとおりとする。なお、将来の赤山配水本管の更新を想定したバルブを設置すること。

2. 3 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の調査、設計及び工事であり、その概要は表 2-2 に示すとおりである。また、対象路線の詳細は貸出する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
設計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書（図面、数量計算書、設計書及び仕様書等）の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の補助業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請等に係る発注者の補助を行う。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。
工事	工事	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。工事に必要となる試掘調査、井戸調査及び家屋調査を含む
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	交付金申請書等作成業務	交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。
	変更及び出来高精算業務	工事の変更及び出来高精算に係る資料の作成を行う。

2. 4 業務期間

令和 12 年 2 月 28 日まで

※ただし、詳細設計業務は令和 8 年 2 月 27 日までに完了すること

第3章 業務仕様

3. 1 関係法令、基準及び仕様等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

実施要領記載のとおり

2) 基準及び仕様等

実施要領記載のとおり

3) 積算基準

実施要領記載のとおり

4) 各許可申請及び届出等

本業務に関連する関係機関への各許可申請及び届出等のうち、現時点で想定されるものは表 3-1 のとおりである。事業者は業務工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、岸和田市又は表 3-1 の関係機関へ提出すること。また、本表に記載のない申請等についても、本業務の遂行に必要であるものは事業者が申請等を行うこと。なお、事業者は関係機関へ提出した書類の写しを岸和田市へ提出すること。

表 3-1 各種届出等一覧

区分	申請・届出の名称	提出先		備考
道路占用等	道路占用許可申請	国道 26 号	大阪国道事務所泉大津維持出張所	
		府道	大阪府県岸和田土木事務所管理課	
		市道	岸和田市建設部建設管理課	
	公共物占用許可申請	岸和田市建設部建設管理課		
	道路使用許可申請	岸和田警察署		
河川	河川占用許可申請	大阪府岸和田土木事務所管理課		
鉄道軌道等	近接協議	西日本旅客鉄道		
公園	占用許可申請	岸和田市建設部水とみどり課		
その他必要となる書類				

3. 2 一般事項

1) 設計業務

ア) 基本事項

(1) 業務の対象

事業者は、要求水準書に規定した仕様又は同等以上の仕様を提案のうえ設計を行い、設計図書を作成するものとする。

(2) 業務の範囲

事業者は、設計業務の遂行に当たり、岸和田市と協議のうえ進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）を作成し、相互に確認する。

事業者は、岸和田市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。また、岸和田市は、設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認できるものとする。

岸和田市が設計内容に関する説明を行う場合、岸和田市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。

(3) 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として事業者の負担とする。

(4) 中立性の保持

事業者は、中立性を保持しなければならない。

(5) 秘密の保持

事業者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務期間終了後も同様とする。

(6) 公益確保の責務

事業者は、業務を行うにあたっては、公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することの無いように努めなければならない。

(7) 適用基準

本業務を行うにあたっては、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも設計時点において最新の版を用いるものとし、本業務期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

(8) 技術者の配置

設計企業は、参加資格審査に関する提出書類に記載した管理技術者及び照査技術者を配置すること。

(9) 再委託

(ア) 事業者は、次の各号に該当する場合、再委託することはできない。

- ① 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- ② 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- ③ 現地調査の主要部分

(イ) 事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース及び資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、岸和田市の承諾を必要としない。

(ウ) 事業者は、(イ) に規定する業務以外の再委託にあたっては、岸和田市の承諾を得な

ければならない。

イ) 調査

(1) 資料の収集

設計施工に必要な地下埋設物調査及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署及び企業等に将来計画を含め十分調査しなければならない。

(2) 現地踏査

本業務の設計業務範囲において踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況及び水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

(3) 地下埋設物調査

本業務の設計業務範囲において、水道、下水道、ガス、電気及び電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ及び構造等を岸和田市及び企業等が有する資料と照合し、確認しなければならない。

(4) 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。なお、公図の取得などに係る費用負担は事業者の負担とする。

(5) 測量調査

設計施工に必要な現地測量、水準測量及び路線測量（中心線測量・縦断測量・横断測量）を行うものとする。

(6) 地質調査

非開削工法計画箇所等、必要と想定される場所における地質調査を行うものとする。

(7) 試掘調査

設計施工で必要となる既設管接続箇所及び他企業管近接箇所等において、試掘調査を行い、埋設物の状況を確認しなければならない。

(8) 参考資料の貸出

岸和田市は、本業務に必要な関係資料等を所定の手続きにより、貸出する。

ウ) 設計計画

(1) 計画ルートの照査を行い、ルートを変更する必要性が生じた場合は、変更ルートの検討を行い、岸和田市と協議のうえルートを確定する。

(2) 開削工区間については、設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較及び施工計画等の検討を行う。

(3) 非開削工区間については、設計条件の設定、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較及び施工計画等の検討を行う。

エ) 各種計算

管厚、一体化長、構造計算、仮設計算及び補助工法等の計算にあたっては、事業者がその法を提案するものとし、岸和田市と協議のうえ、計算方針を定める。

オ) 設計図作成

主要な設計は、下記により作成することとし、図面完成時には岸和田市の承諾を受けなければならない。

- (1) 位置図は、地形図に設計箇所を記入すること。
- (2) 平面図は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、管路の占用位置、バルブ類、排水管、不断水箇所等並びに、管種、口径及び延長及び管路の名称等を記入すること。
- (3) 詳細平面図は、主要な地下埋設物錯綜箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道、府道等横断箇所等、特に詳細図を必要とする箇所について作成するほか、岸和田市が指示する場合に作成すること。
- (4) 縦断図は、伏越し部、非開削工箇所等の工事施工に必要となる箇所について作成するものとし、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、管路の名称及び河川、国道等の位置と名称、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等を記入すること。
- (5) 横断面図は、管路の占用位置、平面図との対照番号、管種、口径、管路の名称及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び離隔寸法等を記入すること。
- (6) 配管図は、直管、異形管及びバルブ類等を管割図として記載するとともに、管種、口径、延長及び管材等の名称等を記入すること。
- (8) 構造図は、特殊な布設構造図、弁室、排水枠、防護コンクリート等、特に構造図を必要とするものについて作成すること。
- (9) 仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成すること。設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

カ) 数量計算

配管、土工、舗装、構造物、仮設及び補助工法等の材料別に数量を算出する。数量の算出にあたっては、3. 1の積算基準等に基づくものとする。

キ) 設計書作成

数量計算及び3. 1の積算基準等に基づき、設計書（金入及び金抜）を作成するとともに、その根拠となる積算資料を作成し、とりまとめること。

設計書の作成にあたっては、積算システム及び設計書様式の指定はしないが、岸和田市で使用している積算システム「GAIA」の書式に準じて作成すること。

ク) 報告書

(1) 設計概要書

設計概要書は、設計対象全体のとりまとめとして作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、設計内容、施工方法、工程表及び工事費等を集成するものとする。

(2) 開削工

開削工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、施工方法、仮設方法及び各種計算等の検討内容をとりまとめる。

(3) 非開削工

非開削工法区間の報告書は、設計条件、地盤条件、埋設物状況、設計計画、非開削工法、立坑工法、補助工法、施工方法、仮設方法及び各種計算等の検討内容をとりまとめる。

ケ) 照査

事業者は、関係法令及び基準・仕様等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の品質確保に努めるとともに、設計図書に誤りがないよう照査を実施し、照査報告書を作成する。照査報告書の作成にあたっては、事前に照査計画書を岸和田市に提出し承諾を得るものとする。

コ) 事業者は、設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- ① 要求水準の内容について
- ② 比較検討の方法及びその内容について
- ③ 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- ④ 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等）について
- ⑤ 計算書と図面の整合性について

サ) 手続書類の提出

事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を岸和田市に提出し承諾を得るものとする。

(1) 業務着手時

- ① 着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者通知書（経歴書を添付のこと）
- ④ 照査技術者通知書（経歴書を添付のこと）
- ⑤ 業務計画書

(2) 業務中

- ① 業務履行報告書
- ② 業務打合せ簿（打合わせの都度）

(3) 業務完了時

- ① 完了届
- ② 成果品納品書

シ) 設計図書の提出

事業者は、設計図書の確認を受けた後、以下の図書を提出するものとする。

【設計図書】

- (1) 設計図面 A1 版：原図一式 2 部
- (2) 設計図面
 - (ア) 位置図 縮尺 1/5,000～1/30,000 A3 縮版：観音製本 3 部
 - (イ) 平面図 縮尺 1/300～1/500 "
 - (ウ) 縦断図 縮尺 縦 1/100～1/200、横 1/500 "
 - (エ) 横断図 縮尺 1/50～1/100 "
 - (オ) 配管図 縮尺 指定なし "
 - (カ) 詳細図 縮尺 1/10～1/200 "
 - (キ) 構造図 縮尺 1/10～1/200 "
 - (ク) 配筋図 縮尺 1/10～1/200 "
 - (ケ) 仮設図 縮尺 1/10～1/200 "
 - (コ) 土工図 縮尺 1/50～1/200 "
 - (サ) 舗装図 縮尺 1/300～1/500 "
 - (シ) その他 縮尺 指定なし "
- (3) 構造計算書 A4 版：2 部
- (4) 数量計算書 "
- (5) 設計書（金入及び金抜）"
- (6) 報告書 "
- (7) 特記仕様書 "
- (8) 打合せ簿 "
- (9) 関係機関協議簿 "
- (10) その他資料 原稿一式
- (11) 設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

なお、様式及び書式については、事前に岸和田市の承諾を得るものとする。電子納品については、手続書類及び設計図書を、「大阪府電子納品要領（案）」に基づき作成したものとする。

ス) 完成検査

完成検査は、以下に基づき実施すること。

- (1) 事業者は、工事目的物を対象とした設計の完成検査の要件を満たした完了届を岸和田市に提出すること。
- (2) 要求水準書等に示されるすべての業務が完成し、成果品を納入していること。
- (3) 完成検査は、岸和田市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象とした設計の成果品の検査を行うものとする。
- (4) 完成検査は、岸和田市が完了届を受理した日から 10 日以内に行う。

(5) 岸和田市が補正の必要が有ると認め、期限を定めて補正の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応ずるものとし、その指示の日から修補又は改造完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。なお、補正後には補正の完了届を岸和田市に提出し、再検査を受けるものとする。再検査は岸和田市が完了届を受理した日から10日以内に行う。

セ) 留意事項

(1) 各種届出等への対応

占用協議の申請に必要な検討、計算、図書の作成及び事前協議等は岸和田市に確認したうえで、業務工程を踏まえて必要な時期までに事業者が提出すること。

(2) 設計変更への対応

工事業務を実施中に設計変更すべき事態が生じた場合は、事業者の責任を持って対応すること。

(3) 会計実地検査の支援

事業者は、交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。また、会計実地検査の受検にあたり、事業者は岸和田市の要求する書類を所定の時期までに岸和田市に提出するとともに、会計実地検査対応の支援を行う。なお、会計実地検査の支援については、本業務終了後もできる限りの支援を行う。

(4) その他

本業務を実施するうえで必要な関連業務については、事業者の責任をもって対応すること。

2) 工事施工

ア) 工事施工の対象

事業者は、自らが設計した内容に基づき、管路等の工事を行うものとする。

イ) 工事施工の範囲

(1) 事業者は、工事を自己の責任において施工するものとする。

(2) 工事の施工にあたり、必要となる工事説明会、準備調査（家屋調査等）などの近隣住民との対応・調整については、岸和田市と協議のうえ、協力して行うものとする。

(3) 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。

(4) 工事の施工に伴う工事用電力や現場事務所、作業ヤード等の土地使用等に伴い費用が発生する場合については事業者の負担とする。なお、発進基地を予定する岸和田市総合体育館の駐車場の利用には、岸和田市都市公園条例別表第3に規定する費用が発生する場合がある。なお、その費用は事業者の負担とする。

(5) 事業者は、岸和田市と協議のうえ、工事着手前に工期を明示した施工計画書（工事全体工程表を含む）を作成し、岸和田市に提出するものとする。

(6) 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を施工するも

のとする。

- (7) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。
- (8) 事業者は、岸和田市に対し、現場代理人等を通じて工事の進捗状況を定期的に報告するものとし、岸和田市は、工事の進捗状況及び内容について、隨時事業者に確認できるものとする。
- (9) 事業者は、岸和田市が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力すること。
- (10) 事業者は、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮し、工事に起因した苦情等は、速やかに対応し、岸和田市へ報告すること。
- (11) 事業者は、発生する残土、廃材等を適切に処分すること。処分先については、岸和田市と調整のうえ、決定すること。

ウ) 適用基準

工事を行うにあたっては、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」を適用するものとする。なお、いずれも工事施工時点において最新の版を用いるものとし、工事期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとする。

エ) 工事関係書類の提出

着工時、施工中及び完成時に提出する書類は岸和田市が公表している「工事関係書類一覧」のとおりとする。なお、非開削工法でシールド工法を採用する場合は様式IV-15 別紙「小口径シールド工法確認チェックリスト」に記載する手順書及びマニュアルも併せて提出するものとする。

また、その他、法令等に基づき必要とする書類や岸和田市が必要とする書類の提出を求めることがある。工事に係る各段階で必要となる官公庁等への届出、申請及び手続き書類は、岸和田市と協議のうえ、互いに協力し作成する。

オ) 出来高精算業務

事業者は、原則として年度ごとに、出来高精算に係る変更設計図書（変更箇所を示した図、竣工図、出来高数量計算書、変更設計書（金入・金抜）、積算資料等）を作成すること。

カ) 完成検査等

中間検査、出来高検査、完成検査は、以下に基づき実施すること。

(1) 中間検査

工事の中間段階において、履行状況の確認や隠ぺい部となる部分の確認のため、検査員による検査を行う場合がある。その際には誠実に対応すること。

(2) 出来高検査

- (ア) 事業者は、部分払いの請求を行った場合は、出来高検査を受けること。
- (イ) 事業者は、部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する

る資料（変更設計書含む）を作成し、岸和田市に提出すること。

(ウ) 出来高検査は、岸和田市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。

① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等

② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

(エ) 岸和田市が修補の必要が有ると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応じること。

(3) 完成検査

(ア) 事業者は、工事完成検査の要件を満たした完了届を岸和田市に提出すること。

① 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完了していること。

② 岸和田市が修補その他必要な措置を取ることを請求したとき、岸和田市の請求した措置が完了していること。

③ 設計図書により義務付けられた工事写真、完成図書、工事完成図等の資料の整備がすべて完了していること。

④ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を岸和田市と締結していること。

(イ) 完成検査は、岸和田市及び代表企業の臨場のうえ、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下に掲げる検査を行うものとする。

① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ等

② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

(ウ) 完成検査は、岸和田市が完了届を受理した日から 14 日以内に行う。

(4) 岸和田市が修補又は改造の必要が有ると認め、期限を定めて修補又は改造の指示を行う場合、事業者の負担で、これに応ずるものとし、その指示の日から修補又は改造完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする。なお、修補又は改造後には修補又は改造の完了届を岸和田市に提出し、更に完成検査を受けるものとする。完成検査は岸和田市が完了届を受理した日から 14 日以内に行う。

キ) 作業日及び作業時間について

(1) 開削工事は、原則昼間作業とする。ただし、交通量や地域性を考慮し昼間作業が不適当であると岸和田市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 夜間、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に工事を施工する場合は、岸和田市と事前に協議し、必要書類を提出すること。

(3) 事業者は、工場、商業施設、農地（水田等）等に隣接し、農作業者等の通行等に支障が生じる場所では、地元関係者に説明し、影響が小さい時間帯に施工するなど同意を得て作業を行うこと。なお、説明事項については、後日、岸和田市に報告すること。

ク) 工事の周知について

工事着手前に施工方法等について、地元住民及び関係機関に説明し、施工すること。なお、

説明事項については、後日、岸和田市に報告すること。

ケ) 施工中の安全確保及び環境保全について

- (1) 関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全を行うこと。また、工事に伴い発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資源化等に関する法律」を遵守すること。
- (2) 施工中の安全確保に関しては、「土木工事安全施工技術指針」及び「建設機械施工安全技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行うこと。
- (3) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針に基づき、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に指定された低騒音型建設機械を使用すること。
- (4) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染及び水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努め、各種規制規準等を遵守すること。

コ) 安全対策等について

- (1) 保育施設及び小・中学校の通学路等になっている路線の工事を施工する際には、事前に関係機関と協議し、安全確保に努めること。
- (2) 通行者及び一般車両はもとより、高齢者及び障害者等への危険防止や安全性の確保について、十分な対策を講ずること。
- (3) 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分協議のうえ、交通安全管理を行うこと。
- (4) 既存部分に汚染又は損傷を与える恐れのある場合は養生を行うこと。万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。また、工事により給水に支障を生じさせた場合は、岸和田市に復旧計画書を提出し、その承諾を得た上で、事業者の負担により速やかに復旧すること。
- (5) 安全教育及び安全訓練等を月1回、半日以上実施し、その記録を書類等で整備すること。
また、新規入場者には現場状況を反映した安全教育を行うこと。

サ) 災害時の安全確保について

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を当日中に岸和田市に報告すること。

シ) 保険

事業者は、工事を適正に遂行するにあたり、各種保険等に加入した場合は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを岸和田市に提出すること。

ス) 近隣対策

- (1) 事業者は、自己の責任において、近隣住民の生活環境が受ける影響を検討、合理的な範囲の近隣対策を実施すること。施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し、影響がある関係

機関等に対し事前に周知すること。

- (2) 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を岸和田市に報告すること。

セ) 工事実績情報の登録

事業者は、工事実績情報として一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）へ「工事カルテ（CORINS）」を作成、登録のうえ、岸和田市に提出すること。

ソ) 施工体制台帳に係る書類について

「建設業法」第24条の7第1項及び「建設業法施行規則」第14条の2に基づき、施工体制台帳に係る書類及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を作成し、その写しを岸和田市に提出すること。

タ) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第3項により、岸和田市は施工体制について点検を求めることがある。

チ) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善を行うこと。

ツ) 環境物品等の調達の推進について

工事等に用いる資機材等は、「グリーン購入法」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の特定調達品目を使用するものとし、国土交通省における「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」に沿って、環境への負荷の少ない物品等の調達を行うこと。ただし、要求水準書において示されたものは除く。

テ) その他

- (1) 「建設リサイクル法」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたっては、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずること。
- (2) 建設労働者の福祉向上及び企業経営の安定のため、建設業労災保険制度の加入について配慮すること。
- (3) 建設労働者の確保及び適正な労賃の維持等による労働条件の改善を図るとともに、労働災害の防止に特段の注意を払うよう努めること。
- (4) 建設企業及び地元企業は、参加資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第26条に定める主任技術者又は監理技術者について、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあ

るものに限る。) を専任で配置すること。

(5) 建設企業は、参加資格審査に関する提出書類に記載した建設業法第26条に定める監理技術者のうち、当該工事に係る建設業が特定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を専任で配置すること。この場合において、岸和田市から請求があったときは、資格者証を提示すること。

ト) 工程管理及び施工管理

- (1) 事業者は、工事の進捗状況を管理・記録・把握するとともに、工事の進捗状況について岸和田市に報告すること。当該報告を踏まえ、岸和田市が行う進捗状況の確認に協力すること。
- (2) 事業者は、本工事対象施設が詳細設計図書に適合するように施設の質の向上に努め、岸和田市に対する工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を行うこと。
- (3) 事業者は、岸和田市に工事の進捗状況を毎月報告すること。

ナ) 施工図等の提出

事業者は、本工事の施工にあたり、仕様書、製作図、施工図、計算書、施工計画書、施工要領書及び検討書等を作成し、各施工の段階前に岸和田市に提出して承諾を受けること。

ニ) 検査対応

事業者は、工事を完成したときは、その旨を岸和田市に通知し、岸和田市は、速やかに検査を行うものとする。

事業者は、岸和田市の検査に合格したときは、岸和田市の指示に従い、工事目的物の引き渡しを行う。

ヌ) 交付金申請書等作成業務

事業者は、交付金の申請に必要となる申請書類及び報告書類等の作成を行う。また、会計実地検査の受検にあたり、事業者は岸和田市の要求する書類を所定の時期までに岸和田市に提出するとともに、会計実地検査対応の支援を行う。なお、会計実地検査対応の支援については、業務完了後もできる限りの支援を行う。

3. 3 契約不適合

検査終了後、事業者はその結果に基づき岸和田市に施設の引き渡しを行う。この場合の契約不適合の内容・条件は下記のとおりとする。なお、契約不適合責任期間の詳細は設計業務委託契約書(案)及び工事請負契約書(案)に示す。

1) 設計の契約不適合

- ア) 岸和田市は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、事業者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、岸和田市は履行の追完を請求することができない。
- イ) 前項の場合において、事業者は、岸和田市に不相当な負担を課するものでないときは、岸和田市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- ウ) ア) の場合において、岸和田市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、岸和田市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、岸和田市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- エ) 岸和田市は、引き渡された成果物及び工事目的物に関し、引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

2) 工事の契約不適合

- ア) 岸和田市は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約不適合であるときは、事業者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、岸和田市は履行の追完を請求することができない。
- イ) 前項の場合において、事業者は、岸和田市に不相当な負担を課するものでないときは、岸和田市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- ウ) ア) の場合において、岸和田市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、岸和田市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、岸和田市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

エ) 岸和田市は、引き渡された成果物及び工事目的物に関し、引渡しを受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

第4章 業務に関する要求水準

4. 1 要求水準における基本的な考え方

基本的事項に関する要件は、それを規定した仕様に基づき、設計図書を作成するものとする。一方、性能に関する要件は、それを規定した仕様又は同等以上の水準の仕様を提案し設計を行い、設計図書を作成するものとし、原則、提案に基づく内容については、設計変更の対象とはしない。

4. 2 基本的事項に関する要件

1) 一般事項

- ア) 管路の設計水圧は、1.3MPa (=静水圧 0.75MPa + 水撃圧 0.55MPa) とする。
- イ) 配水方式は、自然流下方式とする。
- ウ) 管口径については表 2-1 の口径を基本とするが、事業者の提案により管口径を増径できるものとする。ただし、管口径を増径する場合は根拠資料を作成し、岸和田市と協議のうえ、同意を得ること。
- エ) 工事にあたっては、通行者の安全性及び利便性を十分確保するとともに、騒音、振動等による環境への悪影響を防止するため、業務期間や時間、施工方法（工事に必要な仮設設備の設置場所も含む）等について十分に岸和田市と協議の上、実施すること。
- オ) 工事は安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、土砂崩壊、騒音、振動等による建物、門、堀等の被害、井戸の枯渇等の補償事案が生じないように仮設、施工計画等において万全な対策を実施すること。
- カ) 家屋調査にあたっては、合理的な判断により必要な範囲において行うこと。調査対象家屋は、詳細設計に基づき決定するものとし、極力、調査が発生しない箇所を選定し、岸和田市の承諾を得ること。
- キ) 既設配水管等への接続については、岸和田市の承認を得たうえで実施すること。なお、切替工事は、別途工事である（仮称）赤山配水場整備事業の完了後となるため、本業務には含まない。
- ク) 水圧試験は、試験方法、手順等を定めた水圧試験計画書を作成し、岸和田市の承認を得たうえで実施すること。水圧試験に必要となる水道水は岸和田市から無償で提供するが、受け入れに伴い必要となる管路、設備等の資機材の準備や注水作業は事業者が行うこと。
- ケ) 充水作業及び洗管は、充水及び洗管計画書を作成し、岸和田市の承認を得たうえで実施すること。なお、充水作業及び洗管は原則として岸和田市職員の立会のもと実施すること。充水作業及び洗管に必要となる水道水は岸和田市から無償で提供する。
- コ) 管路の建設に際して、必要となる用地の造成、借地、進入路等の工事及び原形復旧等は、事業者が実施すること。
- サ) 公害・事故防止、地震などに配慮した安全設計を行うこと。
- シ) 事業者は、業務着手前に道路交通法第 77 条第 1 項に規定する道路使用許可を受け、その写し及び許可条件等を岸和田市へ提出するとともに、関係機関（消防、交通機関等）と連

絡調整を図らなければならない。

- ス) 工事は「水道工事標準仕様書」等に準じて行うこと。
- セ) 工事に使用する材料は、日本水道協会規格、日本工業規格及び日本下水道協会規格等に適合したものを用いること。
- ソ) 工事に使用する材料は、原則として岸和田市上水道事業指定材料を使用すること。岸和田市上水道事業指定材料以外の材料を使用する場合は、事前に必要書類を添付のうえ材料審査願を提出し岸和田市の同意を得ること。
- タ) 事業者は祭礼等の地域特性を充分に考慮し、本業務を進めること。

2) 事前調査

- ア) 事業者は、本業務を進めるうえで、測量調査、地質調査及び地下埋設物調査等の事前調査を実施すること。非開削路線の地質調査については 200m 間隔程度、深度 10m 程度を基本とするが、現場状況等により事業者において提案すること。
- イ) 事業者において、各種調査を実施する際には、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠して実施すること。
- ウ) 資料収集を通じて得た個人情報は、「岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例」による適切な管理・処理を行うこと。

3) 埋設管

- ア) 埋設管（非開削工法により布設する内挿管を含む）の管種は、ダクタイル鋳鉄管（DIP）とすること。ただし、安全弁に関連する排水管はこの限りでない。なお、地下埋設物等が支障になるなどの制約条件等により、合理的な設計ができないと岸和田市が判断した場合は、同等以上の水準の仕様を有する管種に変更できる。
- イ) 埋設管（非開削工法により布設する内挿管を含む）の管種は、「水道施設耐震工法指針・解説」による埋設管に求められる耐震性能を満足するものとすること。なお、本管路の重要度は、ランク A 1 とする。
- ウ) ダクタイル鋳鉄管の管厚は 1 種管相当とし、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装とする。ただし、非開削工法における管厚はこの限りでない。
- エ) 埋設管の設計にあたっては、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- オ) 埋設管は、「水道施設の技術的基準を定める省令（厚労省令第 15 号）」を満足する構造とすること。
- カ) 埋設管の土被りは、原則として 1.2m 以上確保すること。
- キ) 埋設管には、ポリエチレンスリーブ被覆し、1m ごとに管明示テープで固定すること。
- ク) 既設接続箇所には、将来の通水が可能となるようにバルブを設けること。
- ケ) 将来延伸が計画されている箇所（赤山配水本管接続箇所付近）には、延伸（赤山配水本管の更新）が可能となるようにバルブを設けること。
- コ) 路面復旧（本復旧）は、占用管理者と協議のうえ、施工すること。なお、幅 3m 程度を想

定している。

- サ) 路面本復旧は、管路施設等（仮復旧含む）施工後十分な養生期間を設けて施工するものとする。ただし、業務期間の最終年度（令和11年度）は、この限りではない。
- シ) 別紙図面の一部区間は、祭礼への配慮のため祭礼期間である9月下旬から10月中旬に路面本復旧がなされていること。なお、当該区間の工事に当たっては関係する祭礼年番との事前協議を行うこと。
- ス) 地下埋設物調査については、岸和田市が提示した資料に加え、事業者が追加で必要な資料収集（最新版の確認等）及び現地調査を行ったうえで設計を行い、極力、変更が発生しないよう設計すること。現場状況並びに経済的な施工等を勘案した結果、やむを得ず変更が生じる場合については、岸和田市と調整したうえで、関係機関と協議し、設計に反映すること。
- セ) 国道、府道及び河川の占用等について、事業者は、詳細設計時に関係機関協議を実施すること。
- ソ) 軌道横断部について、事業者は軌道管理者と協議を実施し設計に反映すること。

4. 3 性能に関する要件

1) 一般事項

- ア) 管路施設は、「4. 2 基本的事項に関する要件」に示す要件を満足し、関係機関との占用協議等が整うことを前提に、提示した基本設計を変更しても良い。

2) 埋設管

- ア) 埋設管には、適切な箇所にバルブを設けること。設置箇所は、管路の始点、管路の終点、管路の分岐点、非開削部の両端部、排水管の分岐部付近等に設置すること。
- イ) 口径が400mm以上のバルブには、充水機能を有したバルブを用いるか、バイパス管を設けること。
- ウ) バルブの設置は、住居の出入り、車両の通行等に支障のないよう、十分配慮すること。
- エ) バルブには、維持管理を考慮して、弁きょう又は弁室を設けること。
- オ) 空気弁は、地下埋設物等を上越しまたは下越しする箇所等、空気溜りが生じる箇所に設けるとともに、充水作業を考慮して配置を計画すること。
- カ) 埋設管（非開削工箇所を含む）には、充水作業、洗管作業、非常時における排水作業等を目的として、管路の終点、非開削部の両端部等の適切な位置に管路から分岐する排水管を設けること。排水管の口径は、本管の口径、排水に要する時間、排水先の状況等を考慮して設定すること。
- キ) 既設管との接続には、断水を生じさせない方法を用いること。
- ク) 管路の屈折点では、原則、曲げ角度45度以下の曲管を用いること。
- ケ) 管路施設の占用位置は、原則、公道下とすること。
- コ) 管路施設施工に伴い既設構造物、埋設物を除去、移転する際には、関係機関の承諾を得られる施工方法とすること。

- サ) 管路施設の基礎形式は、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等を遵守することを前提に、原則自由とする。ただし、地盤の性状、残置物、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。
- シ) 管路施設の築造に伴い多様な建設副産物が生じるため、産業廃棄物の処理方法については、詳細設計において、岸和田市の承諾を得ること。
- ス) 事業者は、詳細設計図書について岸和田市の承諾を得た後、本管路施設の施工を行うこと。本管路施設の機能、能力は、全て事業者の責任により確保すること。
- セ) 事業者は、建設工事中、その責任において安全に配慮し、危険防止対策を行うとともに作業従事者への安全教育を実施し、労働災害の発生が無いように努めること。
- ソ) 仮設計画については、「3. 1 関係法令、基準及び仕様等」に示す関係法令、仕様書、基準等に準拠すること。
- タ) 土留壁設置による掘削部周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない計画とすること。また、必要に応じて（近接の度合いを考慮）変位の計測等の措置を講ずること。

3) 非開削工

- ア) 非開削工法区間に關して小口径シールド工法を想定しているが代替の工法がある場合は参加者提案によるものとする。
- イ) 施工方法は、土質条件、延長、深度及び周辺への影響等を考慮のうえ、安全かつ経済的な工法を選定すること。なお、提案時からの工法の変更は原則認めないが、地下埋設状況及び周辺状況等の状況により、やむを得ない場合はこの限りではない。
- ウ) 非開削工法を採用する場合、1次覆工は仮設構造物として扱うが、軌道や国道横断において求められる性能は満足すること。
- エ) 小口径シールド工法を採用する場合は様式IV-15別紙「小口径シールド工法確認チェックリスト」を満足すること。
- オ) 非開削工の平面線形は民地境界を侵さないこと。民地境界との離隔は、施工誤差及び余掘幅等を考慮し、適切に設定すること。
- カ) 非開削機器と近接構造物の離隔は、各管理者と協議の上、適切な離隔を確保すること。
- キ) 非開削工法の発進立坑及び発進基地は岸和田市総合体育館の駐車場を予定しており、関係機関と協議済みである。当該駐車場の代替の仮設駐車場を岸和田市立中央公園内に1,000平米程度設置し、事業終了後には管理者と協議のうえ撤去・復旧すること。ただし、管理者との協議内容によっては、復旧を行わず仮駐車場のまま存置する場合もある。
- ク) 仮設駐車場の設置における既存の立木の撤去に当たって、除根は不要であり、根枯らし材での対応とする。また、立木の復旧は低木での復旧とすること。ただし、管理者との協議内容によっては、そのまま存置する場合もある。
- ケ) 連絡管と鞘管の間隙には充填材を充填すること。充填材の種類は、施工性、長期安定性、経済性等を考慮して決定すること。
- コ) 立坑内配管には、不平均力に抵抗するための防護を設けるとともに、埋設部配管との取

り合いには、必要に応じて沈下対策を講じること。

- サ) 立坑は、周辺施設、民地への影響について配慮し、影響を与えない配置、構造等を計画すること。また、必要に応じて（近接の度合いを考慮）変位の計測等の措置を講ずること。
周辺環境へ対策として、発進立坑部には防音ハウスを設置すること。
- シ) 土留め工は任意仮設とし、土留め工は、地形、立坑寸法及び深度、周辺への影響等を考慮の上、安全かつ経済的な工法を選定すること。
- ス) 土留壁を残置する場合は、関係機関と協議を行ったうえで許可を得ること。
- セ) 地下水、地盤状況等を考慮して、必要に応じて補助工法を用いること。
- ソ) 連絡管の管厚は設計条件を考慮して決定すること。

4) 減圧弁

- ア) 基本設計の設計条件により、適正水圧の確保、キャビテーション、維持管理等を考慮した減圧弁とすること。
- イ) 維持管理を考慮し、減圧弁は二重化すること。
- ウ) 安全対策として安全弁を設置すること。安全弁には逃し配管を設けること。
- エ) 耐震性、維持管理性を考慮した弁室構造とし、弁室前後に可とう管を設置すること。
- オ) 弁室は防水及び排水機能を備えること。

5) 流量計室

- ア) 超音波流量計を設置する流量計室とすること。
- イ) 耐震性、維持管理性を考慮した流量計室構造とすること。
- ウ) 防水及び排水機能を備えること。
- エ) 超音波流量計設備設置工事は別途工事とする。

6) 不断水工

- ア) 不断水工法の設置に伴い管路に発生する不平均力は、原則として新設部で抵抗させる構造とすること。ただし、既設管の構造を検証し、問題ないと断定できる場合はこの限りでない。

4. 4 その他調査事項

岸和田市が実施している基本設計に関する資料は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 既往調査資料

No	調査名称	調査年度	調査機関
1	今木・赤山配水区域統合基本設計他業務委託 ※地下埋設物調査資料含む	令和2年度	株式会社NJS

第5章 業務実施状況のモニタリング

5. 1 モニタリングの目的

岸和田市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

5. 2 モニタリング計画書の提出及び確認

事業者は要求水準書に定める要件及び提案書類に示した内容に対して、モニタリングの時期（設計の各段階及び工事の各段階等）、モニタリングの方法を記載したモニタリング計画書を作成し、設計及び工事の着手時、その他必要な時期に岸和田市に提出し、確認を受けること。なお、モニタリング計画書の作成に当たっては、「工事関係提出書類一覧」を考慮すること。

5. 3 モニタリング報告書の提出及び確認

事業者はモニタリング計画書に沿って、要求水準書に定める要件及び提案書類に示した内容等への適合に関する実施状況を反映させたモニタリング報告書をモニタリング計画書に示す時期に岸和田市に提出し確認を受けること。なお、岸和田市は必要に応じて、事業者に進捗状況についての報告を求めることができる。

5. 4 モニタリングの結果

岸和田市のモニタリングにより、要求水準書に定める要件及び提案書類に示した内容等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、岸和田市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

5. 5 モニタリングの実施者

岸和田市は必要に応じて、モニタリングの実施を第三者（モニタリング業務受託者）に委託することができる。